福岡県糟屋郡篠栗町大字篠栗
字谷口　二二〇一番三地先水路敷　一号
二二〇一番三地先道路敷　二号及び三号
二二〇一番三　四号
二二〇一番一　五号及び六号
二二〇一番七　七号
二二〇三番地先水路敷　十号
字茅ケ谷　二一九二番二〇　八号
二一九二番五　九号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上曽谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地
福岡県朝倉郡筑前町曽根田
字ヤグラ　三八三番及び三八四番
三八五番一及び三八五番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の上曽谷川の中心線から右岸一メートル左岸二メートルまでの土地の区域
並びに標柱一号と二号を結んだ線、標柱一号と五号を結んだ線、標柱五号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱二号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県朝倉郡筑前町曽根田
字立　五一四番　一号、五号及び六号
五一三番　二号及び三十二号
五〇一番　七号から九号まで
五〇二番一　十号から十二号まで
五〇二番二　十七号及び十八号
五〇三番　二十四号から二十六号まで
五〇五番　二十八号
五〇九番　二十九号
五一一番　三十号及び三十一号
六二〇番二　三号及び四号
字中村　三二七番一　十三号から十六号まで及び十九号
字坂根山　三八五番二　二十号及び二十一号
字ヤグラ　三八四番　二十二号及び二十三号
三八一番一　二十七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
月足川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十四号を矢部川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
福岡県八女市黒木町大淵
字宮ノ前　一二一一二番　一号及び二十四号
六〇五番一　六号
六二九番一　七号
字小谷　六八三番一　二号
六八九番　三号
六九六番一　四号
六六四番一　五号
字数取石　一二〇〇六番　八号
五三七番五地先道路敷　九号
五二一番一一地先道路敷　十号
五〇九番二　十一号
五一九番　十二号
字材木　八四四番二　十三号
八四二番　十四号
八三七番一　十五号
八三四番一　十六号
字樋ノ口　六四一番二地先道路敷　十七号
六四一番一　十八号
六五三番　十九号
字月迫　七四四番　二十号
字林ノ后　七〇四番三地先道路敷　二十一号
七〇三番一　二十二号
七〇七番一　二十三号

○国土交通省告示第二百四十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年三月七日

国土交通大臣　大畠　章宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
中大沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県弘前市大字大沢字大**袖**
一番三三八　一号から三号まで
一番三三四　四号から六号まで
一番二六　七号
一番二六三　八号
一番二六一　九号
一番二五〇　十号
一番二四九　十一号
一番二四七　十二号
一番二四四　十三号
一番二四五　十四号
一番二九六　十五号から十八号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
南間沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線、標柱六号と七号を平成十六年国土交通省告示第二十九号で指定した同号一に掲げる土地の境界に沿って結んだ線、標柱七号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
青森県東津軽郡外ヶ浜町
字平舘今津釜の沢　三五番三　一号、二号及び十五号から十九号まで
三四番二　三号
三三番二　七号
字平舘今津尻高川　一番二八六　四号及び五号
一番三九二　六号
一番三九六　八号及び九号
一番二一〇　十号
一番二二三　十一号
一番六四　十二号
一番六九五　十三号及び十四号

○東北地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月七日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮城県亘理郡亘理町長瀞字堀ノ内一〇一番一から同町字泉ヶ入二九番三まで	前	一四・八メートル～二六・五メートル	一六・五二キロメートル～三六・二八キロメートル
	後	一六・五メートル～三六・二八メートル	一六・五二キロメートル～三六・二八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第七十四号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十三年三月七日

関東地方整備局長　下保　修

一　登録番号
関東地方整備局長　1
二　登録建築物調査機関の名称
株式会社愛住設計
三　住所
東京都台東区北上野二丁目二十五番九号
四　変更する年月日
平成二十三年二月十七日
五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地
東京都台東区上野一丁目十八番十号